

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年1月30日 07時00分ごろ
発生場所	鹿児島県肝付町内之浦湾 火埼灯台から真方位316°2.4海里付近 (概位 北緯31°18.6' 東経131°06.0')
事故の概要	漁船第七十七金比羅丸は、北西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年4月13日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第七十七金比羅丸、19トン MZ2-10357（漁船登録番号） 株式会社タカスイ 第291-42238号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	船首部等に亀裂を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船団での操業を終え、内之浦湾北側の錨泊予定場所に向けて北進した。 船長は、自動操舵とし、椅子に腰を掛けて当直に当たり、約11ノットの対地速力で肝付町火埼東方沖を航行中、眠気を感じたものの、錨泊予定場所まであと少しなので我慢できると思い、北西に針路を転じた後、同じ姿勢で当直を続けていたところ、いつしか居眠りに陥り、本船は、錨泊予定場所を通過してそのままの針路で航行を続け、内之浦湾北側の浅所に乗り揚げた。 船長は、衝撃で目が覚め、直ちに機関を後進として離礁し、同じ船団の僚船に事故発生を伝えて損傷状況を確認した後、本船は、自力で航行して、造船所に向かった。 本船の喫水は、船首約0.9m、船尾約2.4mであった。 船長は、操業時においても毎日7時間から8時間程度の睡眠をとっていて、操業に伴う疲れを感じていなかった。 船長は、ふだん、眠気を催した際、外気に当たるなどして眠気を払拭していたが、本事故時、錨泊予定場所まであと少しだったので、眠気を払拭する措置を採っていなかった。
分析	本船は、自動操舵により北西進中、船長が、眠気を感じたものの、錨泊予定場所まであと少しなので我慢できると思い、椅子に腰を掛けた姿勢で当直を続け、いつしか居眠りに陥り、錨泊予定場所を通過し

	て航行を続けたことから、内之浦湾北側の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、自動操舵により北西進中、船長が、眠気を感じたものの、錨泊予定場所まであと少しなので我慢できると思い、椅子に腰掛けた姿勢で当直を続け、いつしか居眠りに陥り、錨泊予定場所を通過して航行を続けたため、内之浦湾北側の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、船橋当直中、眠気を感じた場合、椅子から立ち上がって身体を動かすなど、居眠りを防止する措置を採ること。